



# 栃木県公報

令和 8 (2026)年  
5月29日(金)  
号 外  
第 33 号

## 目 次

### 公安委員会

○栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正..... 1

## 公安委員会

### 栃木県公安委員会規則第 8 号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 5 月 29 日

栃木県公安委員会委員長 佐 藤 千 鶴 子

### 栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和39年栃木県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第10</b> （第3条、第6条関係）生活安全企画課長専決事項		<b>別表第10</b> （第3条、第6条関係）生活安全企画課長専決事項	
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
1～4 略		1～4 略	
<u>5 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）第14条の規定による盗難特定金属製物品に関する情報の提供</u>			
<b>別表第12</b> （第3条、第6条関係）生活環境課長専決事項		<b>別表第12</b> （第3条、第6条関係）生活環境課長専決事項	
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
1～177 略		1～177 略	
<u>178 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条の規定による特定金属くず買受業を営む者に対する指示</u>	要		
<u>179 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第12条の規定による特定金属くず買受業の停止命令</u>	要		
<u>180 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第12条の規定による特定金属くず買受業の停止命令の通知</u>			
<u>181 盗難特定金属製物品の処分の</u>			

<u>防止等に関する法律第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査</u>		要	
<b>別表第19 (第4条、第6条関係) 警察署長専決事項</b>			<b>別表第19 (第4条、第6条関係) 警察署長専決事項</b>
事務内容及び根拠 (関係) 規定		公安委員会への報告	事務内容及び根拠 (関係) 規定
1～200 略			1～200 略
<u>201 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第3条第1項の規定による特定金属くず買受業に係る届出の受理</u>		要	
<u>202 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第3条第2項の規定による特定金属くず買受業の廃止又は変更に係る届出の処理</u>		要	
<u>203 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第4条の規定による届出番号等の通知</u>			
<u>204 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第14条の規定による盗難特定金属製物品に関する情報の提供 (管轄区域内の特定金属くず買受業に係る届出をした者に対してするものに限る。)</u>			

**附 則**

この規則は、令和8年6月1日から施行する。